

議案第78号 小松島市サイクルシアター条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

消費税率の引上げに伴い、サイクルシアターの使用料について消費税相当額を含めた表記を改め、別表中の各欄に掲げる額に消費税相当額を加えた額を使用料とする規定に改正するもの。

小松島市サイクルシアター条例(平成22年小松島市条例第8号)新旧対照表

現行					改正後（案）					備考
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)					改正
種別		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	1時間単位での使用料	種別		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	1時間単位での使用料	
多目的ホール	平日	2,100円	3,150円	1,050円	多目的ホール	平日	2,000円	3,000円	1,000円	
	休日等	3,150円	4,725円	1,575円		休日等	3,000円	4,500円	1,500円	
会議室(1室あたり)	平日	1,050円	1,575円	525円	会議室(1室あたり)	平日	1,000円	1,500円	500円	
	休日等	2,100円	3,150円	1,050円		休日等	2,000円	3,000円	1,000円	
備考					備考					
1 使用料は、午前又は午後の区分ごとに利用するときは各欄に掲げる額とし、短時間の利用その他各区分の時間帯によらずに利用するときは「1時間単位での使用料」の欄に掲げる額に利用した時間数(1時間未満の端数は1時間とする。)を乗じて得た額とする。					1 使用料は、午前又は午後の区分ごとに利用するときは各欄に掲げる額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。))をいう。以下同じ。)を加えた額とし、短					
2 この表による使用料の額は、消費税額及び地方消費税額の合計										

額に相当する額を含む。

- 3 「休日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。
- 4 準備等のために利用の当日以外の日に入館・入室するときは、この表による使用料を徴収する。
- 5 営業行為(特別に許可を受けた場合に限る。)を目的として利用するときの使用料は、この表により算出した額に100分の150を乗じて得た額とする。

時間の利用その他各区分の時間帯によらずに利用するときは「1時間単位での使用料」の欄に掲げる額に利用した時間数(1時間未満の端数は1時間とする。)を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とする。

- 2 「休日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。
- 3 準備等のために利用の当日以外の日に入館・入室するときは、この表による使用料を徴収する。
- 4 営業行為(特別に許可を受けた場合に限る。)を目的として利用するときの使用料は、この表により算出した額に100分の150を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とする。